

答 申 第 2 号

平成21年 2月16日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年9月22日付け行経発第151号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「熊本市行財政改革推進計画委員会委員」の公募に係る文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- 文書等の件名
- 1 応募原稿の5段階評価における「文書表現事例等」の資料
 - 2 応募原稿に添付した参考資料を審査対象としない法的根拠を示す資料

[諮問第10号]

別 紙

諮問第10号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市行財政改革推進計画委員会委員の公募選考における応募原稿5段階評価基準の「文書表現事例等」の資料（以下「本件文書Ⅰ」という。）及び応募原稿に添付した参考資料等を審査対象としない法的根拠を示す資料（以下「本件文書Ⅱ」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市政運営の根幹に関わる「熊本市行財政改革推進計画委員会委員」に対する公募委員の選考にあたり、「(1) 非常に優れている (2) 優れている (3) 普通 (4) 劣っている (5) 非常に劣っている」の5段階評価基準において、「文書表現事例等」もなく応募市民を評価しているとはとても思えない。社会通念上は、公平公正な採点評価があるべきで、不存在はあり得ないので取消して欲しい。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

字数制約を受ける条件の中で提出された応募原稿内容の深度化を図るためにも、熟読参照資料等をA3で20.5枚添付して、応募者の過去、現在、未来における応募原稿の発露の熊本市政への参画実績、積み重ね、熊本市政財政再建への方向性の一端の思い等を込めた添付熟読参照資料等への採点評価基準が熊本市公募評価採点基準の中に「不存在」とはとても思えないので取消して欲しい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書Ⅰの存否について

公募委員の選考にあたっては、「熊本市行財政改革推進計画委員会の公募委員の選考に関する要綱」（以下「要綱」という。）に定める選考基準に基づき、応募原稿の内容と面接結果をもって、選考委員が総合的に判断し、審査することとしており、「文書表現事例等」の資料は存在しない。

(2) 本件文書Ⅱの存否について

応募原稿の参考資料として審査の対象としており、審査対象としなかった法的根拠資料は存在しない。

5 審議会の判断

(1) 本件文書Ⅰ・Ⅱについて

本件文書Ⅰは、熊本市行財政改革推進計画委員会委員の公募選考における応募原稿の評価基準「(5点)非常に優れている(4点)優れている(3点)普通(2点)劣っている(1点)非常に劣っている」の「文書表現事例等」の資料である。

本件文書Ⅱは、応募原稿に添付した参考資料等(A3 20.5枚)を審査対象としなかった法的根拠資料である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否(不存在)の妥当性を判断するものであり、制度等の是非については判断しない。

(3) 本件文書Ⅰの存否について

熊本市行財政改革推進計画委員会の公募選考における応募原稿の評価基準については、要綱第8条第1項にて選考手続が規定され、選考基準第2項評価方法において「各審査項目を5段階で評価する」旨規定されている。

申立人は、評価の際5段階評価の目安となる「文書表現事例等」があるべきであると主張するが、大枠の評価基準は要綱及び「選考基準」で規定してある。

評価については、評価基準に基づき採点者の自由な裁量によって判断されるべきものであるから、本件文書Ⅰが存在しないとする実施機関の主張は十分合理的であり、本件文書Ⅰは存在しないと認められる。

(4) 本件文書Ⅱの存否について

熊本市行財政改革推進計画委員会の公募における応募原稿の要件は、「熊本市の行財政改革について思うこと」をテーマに800字程度にまとめ提出することとなっており、それ以外の資料の提出を求めていることが認められる。

また、要綱にも応募原稿以外の提出資料の評価についてはなんら触れられていない。

実施機関はもともと応募原稿以外の資料の提出を応募者に求めていることから、応募原稿以外の添付資料の提出があることを想定していなかったことが認められ、添付資料についての評価基準がないということは合理的である。

したがって、本件文書Ⅱが存在しないとする実施機関の主張は合理的であり、本件文書Ⅱは存在しないと認められる。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 9月22日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 10月 6日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 10月23日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 12月 3日	諮問の審議を行った。
平成21年 1月19日	諮問の審議を行った。
平成21年 2月16日	答申（案）の審議を行った。